補装具の申請に係る見積書作成の留意事項

１．当所で定める補装具費支給意見書により文書判定する補装具については、意見書の具体的な製作処方で選択された内容と見積書の記載内容は原則一致すること。

２．見積書の金額は、「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について（令和６年３月29日障発0329第37号・こ支障第103号）の参考資料の補装具費等の算定について（１）に基づき算出することとし、必要に応じて価格調整等を行うこと。

３．見積書の内容に疑義が生じた場合は、積算根拠等を求めることがあること。

